

1 市民

(1) この主体の論点

論点 I 市民の範囲は、どこまでか。

- ・住所を有する者、通勤、通学する者？

例 仮主体「市民」の範囲

- | | |
|--------------|----------------------|
| ① 市内に住所を有する者 | ⑤ 市内に事務所を有する法人その他の団体 |
| ② 市内に居住する者 | ⑥ 市内で活動する法人その他の団体 |
| ③ 市内で就業する者 | ⑦ 市内で活動するもの |
| ④ 市内で就学する者 | ⑧ 納税者 |

注 住民投票について定める場合、条例における「市民」と住民投票における「市民（参加できる人）」の検討が必要

論点 II 名称は「市民」で良いか。

- ・市民（個人）+企業=「市民等」？

2 子ども

(1) 内容（法律の定義）

No.	法律名	呼称等	年齢区分
1	刑法	刑事责任年齢	満14歳
2	労働基準法	児童	15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了する日までの者
		年少者	18歳未満の者
3	児童福祉法	児童	18歳未満の者
		乳児	1歳未満の者
		幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
		少年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
4	民法	婚姻適齢	男：満18歳、女：満16歳（未成年者=父母の同意要）
		未成年者	20歳未満の者
5	母子及び寡婦福祉法	児童	20歳未満の者
6	少年法	少年	20歳未満の者
7	未成年者喫煙禁止法	未成年者	20歳未満の者

(2) この主体の論点

論点 I 子どもの範囲はどこまでか。

- ・住所、通学、年齢？等

論点 II 名称は「子ども」で良いか。

- ・児童、未成年者？等

3 企業

(1) この主体の論点

論点 I 企業の範囲はどこまでか。

- ・主な事務所の所在地、活動地域？等

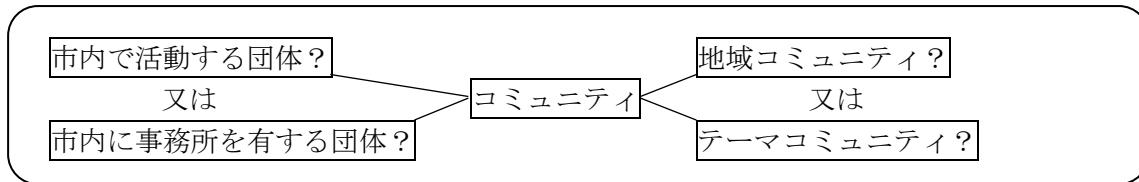
論点 II 名称は「企業」で良いか。

- ・事業者？等

4 コミュニティ

(1) この主体の論点

論点 I コミュニティの範囲、区分けはどうするのか。



※ コミュニティ = 現在のイメージは、第8回会議資料「各種団体一覧表（例示）」に記載のような団体

地域コミュニティ = 地縁を基盤とした組織・活動=町会等

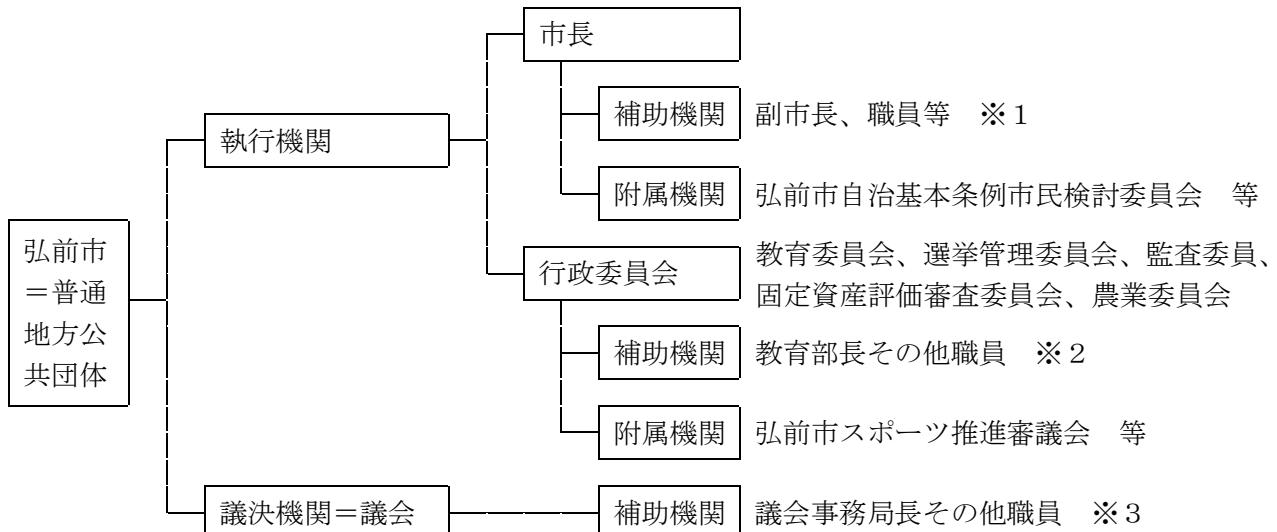
テーマコミュニティ = テーマで結び付いた組織・活動=市民活動団体、N P O 等

論点 II 名称は「コミュニティ」で良いか。

- ・市民活動団体等？

5 執行機関

(1) 内容



○ 執行機関の組織

*1 企画部政策推進課、総務部人事課、市民環境部市民との協働推進課 等

*2 教育委員会教育総務課、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局 等

○ 参考

・(地方自治法上) 執行機関=市長+行政委員会

・(一般的に) 行政=執行機関+職員

(2) この主体の論点

論点 I 執行機関の区分けはするのか。

- ・市長、職員、執行機関？

論点 II 名称は「執行機関」で良いか。

- ・市？行政？市長等？

6 議会

(1) この主体の論点

論点 I 議会の区分けはするのか。

- ・議会、議員？等